

登園届は、幼稚園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。
学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に感染症の種類やその出席停止期間の基準が定められています。
今まで、医師が記入する登園許可書の提出が必要でしたが、表 1.にある 9 つの疾患を保護者様が記入する登園届に変更いたします。登園のめやすを参考にし、医師からの指示に従い、登園時に右の登園届・登園許可書を提出していただくようお願いします。

1. 医師から登園可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

病 名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 2 4 時間経過し、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり、全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ、全身状態が良いこと
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日 が経過していること
COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した 後 1 日を経過すること。無症者の場合は、検 体採取日を 0 日目として、5 日が経過している こと
感染性胃腸炎	医師の判断がでること
伝染性紅班（りんご病）	全身状態が良いこと
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段 の食事がとれること



※表 2.にある 1 1 の疾患については、今まで通り、医師が記入する登園許可書の提出をお願いします。

2. 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

病 名	登園停止期間
麻疹（はしか）	解熱後、3 日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	感染の恐れがなくなるまで
咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）	主症状が消失した後 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
急性出血結膜炎	医師の判断がでるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O - 157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで



3. どちらも必要がない感染症（ただし医師の判断を受けてから登園してください）

病 名	注 意 事 項
伝染性膿痂疹（とびひ）	ガーゼなど通気性のよいもので覆うことが望ましい
伝染性軟属腫（水いぼ）	
頭じらみ	医師の診断を受け、スミスリンシャンプー・パウダー 等で駆除する

※突発性発疹・不明発疹症・川崎病については全身状態が良好であれば登園は可能ですが、医師の判断を受けてから登園してください。

登園届（保護者が記入）

1. 医師から登園可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病 名	登園のめやす
1	溶連菌感染症	治療開始後 2 4 時間経過し、全身状態が良好です
2	マイコプラズマ肺炎	全身状態が良好です
3	ヘルパンギーナ	全身状態が良好です
4	RS ウイルス感染症	全身状態が良好です
5	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日経過しました
6	COVID-19（新型コロナウイルス）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過 しました。無症者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日 を経過し、咳が治まりました
7	感染性胃腸炎	医師の判断が出ました
8	伝染性紅班（りんご病）	全身状態が良好です
9	手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく全身状態が良好 です

若草保育園

組 園児氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日～ 月 日 登園可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

年 月 日 保護者名 印

..... 切り取り

登園許可書（医療機関が記入）

2. 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

○印	病 名
1	麻疹（はしか）
2	風疹（三日はしか）
3	水痘（水ぼうそう）
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
5	百 日 咳
6	結 核
7	咽頭結膜熱（プール熱）
8	流行性角結膜炎（はやり目）
9	急性出血性結膜炎
1 0	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）
1 1	髄膜炎菌性髄膜炎

若草保育園

組 園児氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

年 月 日から登園してもよいことを証明します

医療機関名 医師名 印